（11）農業水利施設のストックマネジメント対策関連事業概念図

農村整備課水利施設保全班
R5農業農村整備事業制度の概要

農業水利施設ストックマネジメント対策関連事業概念図

			国営造成施設	県営造成施設	団体営造成施設
ストックマネジメント	ソフト	Ⅱ・Ⅲ 機能診断	国営造成水利施設保全対策指導事業（国）【国費100%】	水利施設等保全高度化事業 （水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））（県） 農山漁村地域整備交付金 （基幹水利施設保全型）（県） ・A=100ha以上／施設 【50%,29%,14%,7%】県営更新型GL	農山漁村地域整備交付金（土地改良区等） （地域農業水利施設保全型） ・A=100ha以上／施設 【50%,14%,21%,15%（市町村営）】 【50%,14%,13,%,23%（土地改良区営）】
				土地改良施設機能診断事業（県単） （土地改良区等） ・A＝20ha以上/施設 ・170万円以上/地区	
			水利施設等保全高度化事業（県）（土地改良区等） （実施計画策定事業（機能保全計画策定事業）） ・機能保全計画作成　A＝10ha以上/施設【R7まで定額】		
				農業水路等長寿命化・防災減災事業（県）（土地改良区等）【原則団体営】 ・機能保全計画作成【定額，1地区当たりの助成額は10,000千円を上限】 ※ハード対策とセットで実施	
	ハード	Ⅳ 予防保全	国営かんがい排水事業 （施設整備）（国） 国営施設機能保全事業（国） ・A=3，000ha以上/地区 ・10億円以上/地区	水利施設等保全高度化事業 （水利施設整備事業 （基幹水利施設保全型））（県）（市町村） 農山漁村地域整備交付金 （基幹水利施設保全型）（県） ◎ 法律補助及び予算補助 ・A=100ha以上/施設 ・5千万円以上/地区 【50%,29%,14%,7%】県営更新型GL 【50%,18%,25%,7%(基幹水利施設管理事業と一体的に実施する改修等)】市町村営更新型GL	農山漁村地域整備交付金 （地域農業水利施設保全型）（土地改良区等） ◎ 法律補助及び予算補助 ・A=100ha以上/施設 （本事業で機能保全計画を策定した場合） ・A=10ha以上/地区 （本事業以外で機能保全計画を策定した場合） ・3千万円以上/地区 ・200万円以上/1施設 【50%,14%,21%,15%（市町村営）】 【（過疎等）55%,14%,21%,10%（市町村営）】 【50%,14%,13%,23%（土地改良区営）】 【（過疎等）55%,14%,13%,18%（土地改良区営）】
			国営施設応急対策事業（国） ・A＝500ha以上/施設 ・2千万円以上/1箇所 【2/3,19.4%,9%,5%】 突発事故が発生した場合の対応		
			農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共） 交付対象事業費1地区当たり　200万円以上，農業者2者以上，事業工期3ヶ年以内 （県）　◎法律補助及び予算補助 ・A=100ha以上／施設　・5千万円以上/地区 ※頭首工，排水機場の公共性の高い施設　【50%,31%,13%,6%(過疎等 55%,30%,12%,3%)】県営更新型GL （土地改良区等）　◎法律補助及び予算補助 ・3千万円以上/地区　・200万円以上/1施設【50%,14%,21%,15%（過疎等 55%,14%,21%,10%）（市町村営）】 【50%,14%,13%,23%（過疎等 55%,14%,13%,18%）（土地改良区営）】		
		Ⅰ 維持管理	土地改良施設維持管理適正化事業（土地改良区等） ・2百万円～1千万円程度/施設　【30%,30%,40%】		
			基幹水利施設管理事業（一般型） ・A＝1，000ha以上/施設 ・団体営：【30%,1～30%,40～69%】	国営造成施設管理体制整備促進事業 （管理体制整備型）（団体営） 水利施設管理強化事業（団体営） ・国営、国営付帯県営施設【50%,1/25%,49/25%】	注：本表に於ける採択条件は，すべて，「かつ」条件である。
				県営造成施設管理体制整備促進事業（団体営） 県営及びその関連施設 【県50%以内,市町村50%以上】	
突発事故対応			農山漁村地域整備交付金（緊急補修工事・緊急工事）【県営：50%,29%,21%】【団体営：50%,14%,36%】		
			土地改良施設突発事故復旧事業（補助）【県営：50%,32%18%】【団体営：50%,21%,29%】		
新設・機能向上			国営かんがい排水事業		
			県営水利施設整備事業（基幹水利施設整備型）、県営農地防災事業等		